

藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

藤枝市医学生等修学資金貸付条例（平成 28 年藤枝市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(貸付けを受けることができる者)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている医学生等とし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、対象となる医学生等の学年を指定し、修学資金の貸付けを行うことができる。

第 3 条第 1 項中「それぞれ同表の右欄に掲げる額」の次に「を上限」を加える。

第 6 条第 2 項中「受けたときには」を「受けたときは」に改める。

第 7 条第 1 項中「あったときには」を「あったときは」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「又は前条第 1 項第 4 号若しくは第 2 項第 1 号に該当するに至った事由が、やむを得ない事由として規則で定める事由である場合であつて、その事由が止んだ後市立病院の医師として勤務した月数が修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき」を削る。

第 1 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 貸付対象者が、修学資金の償還債務を有する期間中に、産前産後休暇を取得又は育児休業をした場合には、当該休暇休業を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数、償還債務の存続を延長する。
- 5 貸付対象者が、修学資金の償還債務を有する期間中に、育児短時間勤務をした場合には、次の計算式により算出された期間に相当する月数、償還債務の存続を延長する。なお、算出された期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

育児短時間勤務月数－育児短時間勤務月数×（育児短時間勤務をした場合の 1 週間あたりの所定労働時間÷1 週間当たりの通常の所定労働時間）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の藤枝市医学生等修学資金貸付条例により貸付対象者に貸し付けられた修学資金の月額、改正後も変更しないものとする。